

(写)

令和6年(2024年)2月16日

箕面市長 上 島 一 彦 様

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会 長 明 石 隆 行

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」について(答申)

標記のことについて、令和5年(2023年)3月23日付け箕健政第206号をもって箕面市長から諮問のありました「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

共通 高齢者・障害者施策に関すること

### 1. 包括的支援による地域共生社会の実現

人口減少社会を迎え、地域の中での関係性の希薄化が進む中、人々のつながりや地域社会の担い手が減少するなど、個人や世帯を取り巻く環境が変化しています。生きづらさや生活課題が複雑化・複合化していることを踏まえ、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

このような複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、本人・世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止める「相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくる「参加支援」、地域における様々な人々の交流と活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」などの様々な支援事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組み、市の実情に応じた包括的な支援体制の整備をさらに推進することが必要です。

重層的支援体制整備事業は、単独の分野では対応が難しいケースに対し、各支援関係機関等が本来の機能を発揮し、また住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら「チーム」として支援していく仕組みであり、庁内外の各種施策に係る支援関係機関等が、事業実施の目的や必要性を理解した上で、相互に連携し、本人・世帯に寄り添いながら「重層的」な取組を進めることが求められます。

## 2. 福祉・介護人材の確保

近年、福祉・介護人材は慢性的な不足状態にあり、少子高齢化によってサービスの需要が高まる一方、それを担う人材の供給が追いついていない状況です。人手不足が深刻化する中、福祉や介護の現場において、人材確保は喫緊の課題となっています。

高齢者・障害者が安心して必要なサービスを受けられるよう、福祉の仕事の魅力発信や職場定着、人材育成支援など、関係機関との連携により、効果的かつ具体的な人材確保の取組を検討する必要があります。

### 高齢者施策に関すること

#### 1. 介護予防・重度化防止の取組の推進

高齢者人口が増加する中、介護予防と重度化防止の取組はこれまで以上に重要となります。

箕面市においては医療職が中心となって介護予防事業を担っており、専門性を生かしたさらなる事業展開を進めることが求められます。これまで地域のさまざまな場で実施してきた個別のアプローチに加え、介護予防において重要な視点である「オーラルフレイル」の正しい理解を広く市民へ周知・啓発することや、コロナ禍における身体機能・認知機能の低下などの影響をふまえ、より多くの市民が自ら介護予防の大切さに気づけるような取組を推進する必要があります。

#### 2. 認知症高齢者支援策の推進

高齢化の進展に伴い、第9期計画期間中の令和7年（2025年）には認知症の人の割合が65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。

このような状況のなか、令和6年（2024年）1月1日には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人を単に「支えられる側」として考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができる環境整備が重要となっています。

箕面市においても、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、社会とつながりながら暮らし続けることができるまち」の実現に向けて、認知症施策推進計画に基づき、取り組んでいくことが必要です。

また、「認知症だと何もわからない」「地域で暮らすのは無理」などの古い認知症観から、「認知症になっても、わかること・できることが豊富にある」「地域の一員として暮らし、活躍できる」といった新しい認知症観への転換に向けて、認知症の正しい理解や普及啓発を目的とした事業を行うとともに、認知症

の人が安心して外出できる地域の見守りや成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進する必要があります。

## 障害者施策に関すること

### 1. 地域生活を支える基盤整備や機能の充実

障害者やその家族にとって、重度化・高齢化や「親亡き後」の暮らしは従前と変わらず切実な喫緊の課題です。また、地域における生活課題が多様化、複雑化していることから、障害者手帳所持者等に限らず支援を必要とする人を支える視点を意識しながら、引き続き地域の実情やニーズの把握に努め、相談支援体制の強化や、地域生活支援拠点等の機能の充実、障害福祉人材の確保や障害福祉サービス等の質の向上など、安心して地域生活が送れる包括的な支援体制の整備を進める必要があります。

また、重度障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための日中活動の場（生活介護事業所）の整備を計画的に進め、地域資源のさらなる充実に努める必要があります。

さらに、近年の頻発する自然災害に対応して、災害時に配慮が必要な方に対する支援体制の整備や、平常時からの地域とのつながりを強化する取組が必要です。

### 2. 情報バリアフリーの推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定や、箕面市手話言語条例、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例の制定などをふまえ、障害特性に応じた情報取得や利用、意思疎通が円滑にできるよう、必要な環境整備を進める必要があります。

### 3. 障害者差別解消の取組の推進

箕面市では、平成14年度から平成15年度にかけて起きた精神障害者地域生活支援センターの移転反対運動について、人権に関わる重大な問題であるととらえ、箕面市人権施策審議会での議論及び施設地域間摩擦（いわゆる施設コンフリクト）への対応について、（1）「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に、（2）摩擦を避けず「堂々と精神障害者地域生活支援施設は設置する」、（3）「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて人は理解し合える、（4）誤解や偏見には毅然とした対応をとる、（5）以上のことを進めていける力を培う、との箕面市人権施策審議会提言を重く受けとめ、市ホームページで公表するとともに、対応に努めてきました。

しかしながら、近年においても、グループホームなどの開設に際し、いまだ

障害者への差別や偏見と思われる声がある状況をふまえると、地域における啓発や市民に対する理解促進をさらに進める必要があります、誤解や偏見と思われる声に対しては毅然とした姿勢で対話に臨む必要があります。

また、障害者差別解消法に基づく取組についても、令和6年4月からの事業者による合理的配慮の義務化と併せ、事業者を含め広く市民及び関係機関へ、周知啓発及び理解促進に努める必要があります。